

追録

「《改訂新版》耐用年数通達逐条解説」において、以下の追加情報がありますので、ご留意ください。

104頁 1行目から3行目の無人航空機の取扱いにおいて、以下の通り、差し替えることといたします。

③ 無人航空機（200グラム以上のドローンも含まれる。）は、航空法の適用を受けることから、航空機の耐用年数を適用するという考え方もあるが、平成27年9月改正の航空法では、航空機と無人航空機はそれぞれ独立して定義されており、その航空機の定義は、改正前の航空法の航空機の規定と異なるものではないので、無人航空機については、航空機としての耐用年数を適用するのではなく、その使用の実態に応じて、車両及び運搬具、器具及び備品又は機械及び装置の耐用年数を適用することとなる。